平成２２年（フ）第６４２７号
大阪市大正区平尾３丁目９番７号　第２三晃マンション302号
債務者　高城ひろみ
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１号
埼玉県秩父市荒川上田野764番地６
債務者　岡本　広行
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
埼玉県秩父市栃谷1250番地
債務者　萩原　秀幸
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日までさいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１６９号
新潟県魚沼市下島1191番地
債務者　鈴木　　愛
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１１７２号
仙台市太白区青山１丁目11番８号
債務者　庄子　正弘
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０３２号
愛知県愛西市渕高町一ノ割28番地１　セントレー佐織809号
債務者　栗田由香里
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０４９号
名古屋市緑区有松三丁山619番地
債務者　貝沼智恵子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１１０号
名古屋市中川区助光１丁目108番地の１　エスパシオベルデ401号
債務者　河本　昇治
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１１１号
名古屋市西区清里町149番地の１　リンピア牧野103号
債務者　諸岡こと　杉下　洋美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１２５号
名古屋市千種区池下１丁目８番18号　仲田ビル510号
債務者　石田　　愛
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６８号
愛知県あま市上萱津北ノ川59番地　パークコートＶ―６Ｃ号
債務者　田羽多恵美
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２２７号
名古屋市南区西又兵ヱ町３丁目21番地の１　シュクル７Ａ号
債務者　太田　明良
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２２８号
名古屋市守山区瀬古東２―620―２　レオパレスリヴェール109号室、住民票上の住所愛知県清須市一場653番地１　五条リバーサイドマンション３Ｄ
債務者　矢野　杏奈
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２５１号
名古屋市熱田区一番３丁目２番30号　一番荘３棟201号
債務者　加藤　巧子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６１号
愛知県小牧市中央４丁目87番地　メゾン城見Ｂ―201号
債務者　汐滿真由美（旧姓金山）
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８１号
名古屋市昭和区楽園町19番地の９
債務者　松本　広子
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０号
京都府船井郡京丹波町豊田新田２番地
債務者　上阪　伸哉
1　決定年月日時　平成22年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで京都地方裁判所園部支部破産係